

第 18 連結散水設備

1 散水方式

湿式配管方式とし、散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

2 散水ヘッドを設けなくてもよい部分

規則第 30 条の 2 第 2 号から第 5 号までに定めるもの（散水ヘッドを設けなくてもよい部分）のうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	便所、浴室	洗面室、シャワー室、化粧室、洗濯場、脱衣場
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機機室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5号	エレベーターの昇降路 リネンシュート、パイプダクト	給排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダムウェーターの昇降路

3 送水口

送水口は、第 2 スプリンクラー設備 4（3）、（4）、（5）によるほか、次によること。

- （1）送水口には、その直近の見やすい箇所に「送水口（連結散水設備専用）」と表示すること。
- （2）送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を明示した大きさ 20 cm × 20 cm 以上の標識板を設けること。